

令和6年度「尾道季節の地魚の店」を募集します

◆目的

尾道の地魚を積極的に提供される店舗を「尾道季節の地魚の店」として認定することで、尾道の地魚の店を広くPRし、尾道の地魚の地産地消と観光・商工振興を推進します。

◆実施主体

尾道季節の地魚の店連絡協議会

◆「尾道の地魚」の定義

尾道市並びに尾道市に隣接する福山市、三原市、愛媛県上島町、今治市島嶼部（大三島、伯方島、大島）の港で水揚げされた魚介類とします。

◆対象

- ◎尾道市内に所在する飲食業及び宿泊業を営む店舗で、「尾道の地魚」を使用する料理を提供していること。
- ◎尾道飲食組合、因島料飲組合、因島旅館組合、瀬戸田旅館飲食組合、尾道商工会議所、尾道しまなみ商工会、因島商工会議所、尾道観光協会、因島観光協会のいずれかに加入していること。
- ◎複数の店舗を有する場合には、各店舗を対象とします。

◆認定申請受付期間

◎令和6年5月1日（水）～令和6年5月31日（金）

◆認定の決定と登録料等

◎認定された場合には、認定証とシールをお渡しします。また登録料の納付をお願いします。登録料は3,000円とし、翌年度以降は参加手数料として毎年2,000円を納付していただきます。（認定期間は3年間です。認定期間終了後、引き続き認定を受けようとする場合は、期間満了の日の1か月前までに更新申請書をご提出いただきます。）

◆令和5年度の取組

- ◎「尾道地魚エール祭り」開催。
- ◎「尾道あこう祭り」開催。
- ◎尾道季節の地魚の店専用ホームページ等を活用し、情報を発信。
- ◎「プラス10分てくてく運動」にチャレンジ応援店として参加。

※申請書等、詳しくは尾道季節の地魚の店ホームページをご覧ください。

HP <http://www.onomichi-matsuri.jp/jizakana/>

◆連絡先

尾道季節の地魚の店連絡協議会

事務局：尾道市役所農林水産課水産振興係 担当（古屋野）

TEL：(0848)38-9478 FAX：(0848)37-2377

E-mail：norin@city.onomichi.hiroshima.jp